

江津市産業活性化支援事業



設備導入、融資利用の際の 負担軽減を図ります！！



江津市内の中小企業者に対し、設備導入への支援や経営の安定化に資するため、事業者が支払った保証金等の一部を補助します。

設備貸与制度利用者には **最大50万円補助** (補助対象経費の1/2以内)

融資制度利用者には **最大20万円補助** (補助対象経費の1/2以内)

以下の制度・融資を利用する方へ支援を行っています

対象制度・融資	対象経費	補助率・上限額
しまね産業振興財団の設備貸与制度	制度を利用する際に支払った保証金	補助対象経費の1/2 (上限50万円)
島根県中小企業制度融資による創業者支援資金	融資を受ける際に島根県信用保証協会に支払った信用保証料(分割払の場合は初回分のみ)	補助対象経費の1/2 (上限20万円)
日本政策金融公庫の国民生活事業による新規開業資金、女性・若者/シニア起業家支援資金、新創業融資制度	約定に基づいて償還した融資決定日の翌日から起算して1年間の当該融資に係る利子	補助対象経費の1/2 (上限20万円)

※申請書の受付期間は、補助対象経費の支払い完了後1年以内です。

※市税を滞納している場合は、補助を受けることができません。

詳しくは、ホームページをご確認ください。

お問合せ・申請先

〒695-8501 江津市江津町1016番地4

江津市 商工観光課 商工振興係

☎0855-52-7494

★江津商工会議所、桜江町商工会でもご相談いただけます★

ホームページ

江津市 産業活性化

検索



<https://www.city.gotsu.lg.jp/soshiki/16/2073.html>

江津市産業活性化支援事業（要綱抜粋）

【目的】

市内において創業をする者及び市内の中小企業者の円滑な設備投資の促進を図ることを目的とする。

【補助対象者】

法人にあつては市内に事業所を有する者、個人にあつては市内に住所を有し、かつ、市内において事業を行う者であつて、次に掲げる制度又は資金のいずれかを利用するもの

(1) 設備貸与制度

・公益財団法人しまね産業振興財団が実施する設備貸与制度

(2) 創業支援資金

・島根県中小企業制度融資要綱第2条第3号の規定による創業者支援資金

(3) 新規開業資金等

・株式会社日本政策金融公庫 新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金、新創業融資制度による資金

※ただし、補助対象経費に対し、他の同種の補助金等の交付を受けている者、市税を滞納している者については補助対象者とししない。

【補助金対象経費等】

補助金の区分	補助対象経費	補助率	補助限度額
設備貸与制度補助金	(1)の制度を利用する際に財団に支払った保証金	補助対象経費の1/2以内の額	50万円
創業者支援資金補助金	(2)の資金を利用し、指定融資を受ける際に島根県信用保証協会に支払った信用保証料の全額。ただし、分割払の場合は、初回分の支払金額のみとする。		20万円
新規開業資金等補助金	(3)の資金を利用し、融資決定日の翌日から起算して1年間の当該融資に係る利子とし、約定に基づいて償還したもの（繰上償還に係るものを含み、遅延に係るものを除く。）		20万円

※補助金額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

※上記(2)及び(3)の交付申請は、事業者が受ける指定融資1回に限り行うことができるものとし、申請はいつでも一方のみとする。

【注意事項】

本補助事業は、保証金・保証料・利子等を支払った後に申請する、事後申請方式となっています。特に(3)新規開業資金等補助金は1年間の利子支払い完了後の申請となりますのでご注意ください。

【申請方法】

補助対象経費の支払い完了後1年以内に、交付申請書に必要な書類、市税の完納証明書を添付し、江津市商工観光課へ提出してください。

※補助金の区分によって申請書様式、添付資料(申請書様式に記載)が異なります。

■申請書については、市のHPよりダウンロードできます。

トップページ>分類でさがす>しごとの情報>産業振興>商工業>江津市産業活性化支援事業